

☆インフルエンザによる出席停止期間について

一般的に、インフルエンザ発症前日から発症後 3～7 日間は鼻やのどからウイルスを排出すると言われています。そのためにウイルスを排出している間は、外出を控える必要があります。

排出されるウイルス量は解熱とともに減少しますが、解熱後もウイルスを排出すると言われています。排出期間の長さには個人差がありますが、咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、不織布製マスクを着用する等、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。

現在、学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)では「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日(幼児にあっては、3 日)を経過するまで」をインフルエンザによる出席停止期間としています(ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません)。

<インフルエンザ出席停止早見表>

	発症日(0日目)	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後6日目	発症した後5日を経過した後
発症後1 日目に 解熱	発熱	解熱						
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
発症後2 日目に 解熱	発熱	発熱	解熱					
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
発症後3 日目に 解熱	発熱	発熱	発熱	解熱				
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
発症後4 日目に 解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱			
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

(発熱が続くと、解熱後 2 日目過ぎるまで登校可能期間は延長されます)

なお、その他の感染症につきましても、学校保健安全法により出席停止となる感染症がありますので、かかりつけ医で診断された場合にはお手数をおかけしますが学校までご連絡ください。(022-242-3151)